

—小康期—  
(後パンデミック期)

小康期 (後パンデミック期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li><li>・ 世界的な大流行が発生する前の状態に戻り、第2波の発生に備える時期。患者の発生が減少し、低い水準で停滞する時期。</li></ul>
-------------------	---

## 1 計画と連携

- ・ 厚生労働省における行動計画の見直しも踏まえ、感染の国内まん延期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。(全部局)
- ・ 厚生労働省におけるガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について各関係者に周知する。(健康福祉局、関係部局)
- ・ 体制を再整備する。(健康福祉局、各部局)

＝第二波＝

- ・ 第一波を踏まえ、行動計画に基づき迅速な対応を行う。(健康福祉局、関係部局)

## 2 サーベイランス

- ・ これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用に向けて検討を行う。(健康福祉局)

## 3 予防と封じ込め

[全市的対策]

- ・ まん延防止策を終了する。(健康福祉局、関係部局)

[在宅患者等の支援]

- ・ 国、県、保健所設置市、市町村、各関係団体は、在宅療養者への支援を終了する。(健康福祉局)

## 抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬]

- ・ 厚生労働省における、感染の国内まん延期を踏まえた、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針(予防投与、治療方法)の見直し等の情報収集を行い、各

関係機関に周知する。(健康福祉局)

## ワクチン

### [ワクチン]

- ・ 行動計画に関する総合評価を行う。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省が行う、投与症例を踏まえたワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う。(健康福祉局)

## 4 医療

- ・ 各医療機関に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう依頼し、その旨各関係者に周知する。(健康福祉局)
- ・ 医療供給体制の再確認に努める。(健康福祉局)
- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。(健康福祉局)

## 5 情報提供・共有

- ・ 国による新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、広報担当(スポークスパーソン)から市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。(企画財政局、市民局、健康福祉局)
- ・ これまでの情報提供体制を評価し、第二波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う。(企画財政局、市民局、健康福祉局)